

各位

会 社 名 キリンホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 磯崎 功典

(コード番号 2503)

本社所在地 東京都中野区中野四丁目 10 番2号

問合せ先 コーポレートコミュニケー 堀 伸彦

ション部長 (03-6837-7015)

## 定款一部変更に関するお知らせ

キリンホールディングス株式会社(代表取締役社長:磯崎功典、以下「当社」)は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の当社第184回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社において、定 款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャ ルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。

当社は、バーチャルオンリー株主総会のメリットとして、株主総会の柔軟な開催が可能となるだけでなく、遠隔地の株主の負担を軽減し、より多くの株主が出席しやすい環境をつくることで、株主総会の一層の活性化につながると考えております。また、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とすることは、感染症対策等に資するとともに、昨今の社会全体のデジタル化の進展にも沿うことと考えております。

以上の理由から、株主総会の開催方法の選択肢を拡充し、バーチャルオンリー株主総会の 開催を可能とするため、現行定款第13条に第3項を新設するものであります。

なお、現時点においてバーチャルオンリー株主総会を実施する予定はありませんが、当社 がバーチャルオンリー株主総会を開催する場合には、株主の利益や権利の確保に資するよ う、取締役会において、その必要性及び妥当性について慎重に審議し、決議するとともに、 開催の背景及び開催要領の詳細(株主の出席方法、質問方法及び議決権の行使方法並びにそ の他の必要事項)につきまして、株主総会の招集に際してお知らせいたします。

本議案の上程にあたりましては、当社は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、 経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2023 年 3 月 30 日 (予定)定款変更の効力発生予定日 : 2023 年 3 月 30 日 (予定)

以 上

現行定款

(下線は変更部分であります。) 変 更 案

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年3月に招集する。

2. 臨時株主総会は、必要があるとき随時招集する。 (新 設) (招集)

第13条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 株主総会は、場所の定めのない株主総会とするこ とができる。